

アキウルミナ～光のもり～2026
「アキウルミナ グルメクーポン券」実施要綱

2026/06 月

1. 実施団体

アキウルミナ協議会（以下、協議会）

2. 代表者

早坂 智博（天守閣自然公園有限会社 代表）

3. クーポン券の発行・販売

- ① 発行数：500 枚（予定）
- ② クーポン券額面は「1,000 円」券として、前売・当日券とのセット販売とする。

4. クーポン券の発行・販売方法

- ① クーポン券の販売はクーポン券単体での販売は行わず、「天守閣自然公園 秋保ナイトミュージアム」「佐々木美術館&人形館」「仙台万華鏡美術館」の入場券とセット販売とする。

※発行・販売パターン

- i) 窓口販売（光のもり利用券 800 円分・クーポン券 1,000 円分付き用紙 1 枚）
- ii) 仙台 MaaS（デジタルチケット 1 枚、クーポン券 1,000 円分）
- iii) アンケート等 景品（非販売）

- ② 販売・利用期間

（販売・告知・発信期間） 2026 年 10 月 1 日（木）～ 11 月 23 日（月・祝）

（利用期間） 2026 年 10 月 23 日（金）～2027 年 1 月 31 日（日）

※クーポン券の使用期限は 2027 年 1 月 31 日までとして、ライトアップ期間後のリピート需要および冬季閑散期の需要喚起にも対応するものとする。

- ③ 販売場所

- ・デジタルチケット「仙台 Maas」
- ・天守閣自然公園・佐々木美術館&人形館・仙台万華鏡美術館
- ・販売可能なグルメクーポン券参画施設

- ④ クーポン券（チケットセット）の購入限度は設けないものとする。

5. クーポン券 取扱店(利用可能店)資格要件

クーポン券 取扱店は以下の要件を満たした事業所とする。

- ① 協議会の運営する「グルメマップ」への参加・掲載を承認し、協議会の求める「アキウルミナ 2026 企画参加申込書」を不備なく提出し、店頭・店内にランタンの制作・展示に協力していただける事業者であること（ペーパーランタンの素材は当会より提供）。
- ② 協議会の提供する、設置物（ランタン）・掲示物（取扱店ステッカー）・配布物（パンフレット等）を、不備なく掲示・掲出のできる事業者であること。
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律における、第二条で規定する営業に該当しないこと。
- ④ 暴力団等との関係を有していないこと。

なお、取扱店が、虚偽の申請を行った場合又は営業形態が公序良俗に反すると認められた場合は、換金を拒否し、又は登録を取り消すことがある。

6. 取扱店登録方法

クーポン券取扱店を希望される事業所は、別紙「アキウルミナ 2026 企画参加申込書」に必要事項を記入し、2026 年 7 月 24 日までに協議会事務局へ提出するものとする。

※店舗数は 20～25 店舗程度とし、申込多数の場合は先着順とする。

その後、関連ツール（クーポン券換金方法のお知らせ、ランタン等）を配布する。

7. 取扱店の責務

取扱店は次に掲げる事項を遵守するものとする。

- ① 利用者が利用期間中にクーポン券を持参したときは、第 8 条に定める利用対象外のものを除き、クーポン券額面分の商品販売又はサービス提供を行うものとする。
 - ② 取扱店は、自店舗で利用できるクーポン券について、店頭ステッカー等により利用者分かりやすく表示するものとする。なお、取扱店で利用対象外の商品販売又はサービス、クーポン利用枚数の制限等が生じる場合についても利用者に明確に告知・掲示等でお知らせすること。
 - ③ グルメクーポン取扱店であることが利用者に分かるよう、パンフレットの掲出及び、ランタン等による周知を行うものとする。
 - ④ 偽造等の不正使用が疑われる場合には受取を拒否し、速やかに協議会事務局へ連絡するものとする。
 - ⑤ クーポン券の二次利用（流用）、その他の不正利用を行ってはならない。
 - ⑥ 登録内容（営業時間等）に変更が生じた場合は、速やかに協議会事務局へ届け出るものとする。
- ※本要綱に違反する行為が認められた場合は、換金を拒否し、又は登録を取り消すことがある。

8. クーポン券の使用条件

- ① クーポン券は、専用ステッカーを掲示し、かつ協議会が作成する「グルメマップ」に掲載された取扱店においてのみ利用できるものとする。
- ② クーポン券の利用期間は次の通りとする。

利用期間 2026 年 10 月 23 日 ～ 2027 年 1 月 31 日

- ③ クーポン券裏面には、アキウルミナ協議会の「角印」を押印するものとし、押印のないものは無効とする。
- ④ 次に掲げる商品及びサービスは利用対象外とする。
 - ・出資及び債務の支払い並びに金融商品の購入
 - ・商品券、ビール券、酒券、図書券等の金券及びプリペイドカードの購入並びに電子マネーのチャージ
 - ・切手、官製はがき及び印紙の購入
 - ・仕入れ等の事業資金の支払い
 - ・不動産、自動車の購入
 - ・国又は地方公共団体への支払い及び公共料金の支払い
 - ・その他、協議会が不適当と認めるもの
- ⑤ 未使用クーポン券の払い戻しは行わないものとする。ただし、事業の延期又は中止等により協議会が必要と認めた場合はこの限りではない。
- ⑥ クーポン券の額面未満の利用であっても、釣銭は支払わないものとする。

9. クーポン券取り扱いの注意事項

- ① クーポン券と現金の交換をしてはならない。
- ② 利用期間を過ぎたクーポン券は受け取ってはならない。
- ③ クーポン券額面未満の利用であっても釣銭を支払ってはならない。
- ④ 不足額は現金その他の決済方法により利用者が負担するものとする。
- ⑤ クーポン券の盗難、紛失、滅失又は偽造・模造について、協議会は一切の責任を負わない。
- ⑥ クーポン券の複製、改変、不正使用は禁止する。
- ⑦ 汚損、破損等により券面の判読が困難な場合は、利用又は換金を認めない場合がある。

10. クーポン券の換金

クーポン券の換金期間は2026年11月1日から2027年2月10日までとする。

換金期限が過ぎた場合は換金を行わない。

- ① クーポン券の換金は「アキウルミナ 2026 事務所」（天守閣自然公園 担当早坂）にて行う。
- ② 換金手数料は徴収しない。
- ③ 換金は現金によるものとする。換金を希望する場合は事前に事務局へ連絡し、回収した「グルメクーポン券」「アキウルミナ クーポン券換金請求書兼受領書」を提出するものとする。

11. その他.

本要綱に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協議会が別途定めるものとする。

●お問合せ●

アキウルミナ協議会

担 当 早坂 智博

T E L 022-398-2111

携 帯 090-9870-2379

M A I L akiulumina@gmail.com